

別紙

諮問第1129号、第1130号

答 申

1 審査会の結論

「弁護士費用の支出について」を一部開示とした決定及び「訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）に対する着手金の支出について」外3件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月30日付けで行ったそれぞれの一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張（諮問第1129号及び第1130号）

(ア) 処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、原告の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める、というのが本件審査請求の趣旨である。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ) 審査請求の理由について述べれば、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該

当する。

不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例9条に該当する。

イ 反論書における主張

(ア) 諮問第1129号に係る反論書

a 本案審議前に

東京都は、FAXによる反論書の提出を認めていないという。しかし、国の情報公開・個人情報保護審査会は、FAXによる提出も認めており、東京都も同様に認めるべきである。このように解釈することこそが、条例前文、1条、3条及び条例全体の精神にも合致するものと言うべきである。

b 文書の特定

(a) 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(b) 実施機関と、弁護士や弁護士事務所との弁護士費用の金額についての交渉中の金額等に関する文書、他の審級における弁護士費用に関する文書が一切特定されていない。

(c) したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

c 不開示部分の不開示事由非該当性

(a) 事案名、判決確定日、参考事案の事案名、紛争解決の種別、請求額、和解金額は、個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれもないことから、条例7条2号には該当しない。

ましてや参考事案に係る情報は、なおのこと、2号には該当しない。

たとえ、2号に該当したとしても、いずれも、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当する。

(b) 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書ロ及び同条3号ただし書全てに該当する。

(c) 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のものであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを不開示とする理由はないというべきである。

(d) 処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

(イ) 諮問第1130号に係る反論書

a 本案審議前に

上記(ア) aに同じ

b 文書の特定

上記(ア) bに同じ

c 非開示部分の非開示事由非該当性

(a) 事件番号、事案名、金額、日付は、個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれもないことから、条例7条2号には該当しない。

たとえ、2号に該当したとしても、いずれも、裁判所において何人も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当する。

(b) 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書ロ及び同条3号ただし書全てに該当する。

(c) 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のものであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを不開示とする理由はないというべきである。

(d) 経過については、争訟に係る情報であっても直ちに6号に該当するわけではないことは当然であるが、たとえ、当該争訟の結論が原告敗訴であったとしても、経過という情報が、情報公開訴訟における不開示部分を不開示該当とする判決における当該不開示部分であるものではないため、「当該争訟の結論が第三者への情報非開示を条件としたものである」とは言えない。よって都の争訟に係る事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、6号には該当しない。

(e) 処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

ウ 意見書における主張

(ア) 諮問第1129号に係る意見書

a 本案審議前に

理由説明書においては、事実経過については、審査請求人が反論書を提出していることから、その記載がなく、不備があると言わざるを得ない。

また、理由説明書の写しの送付及び意見書の提出依頼について（通知）においては、意見書の提出がない場合には、審査請求書のみを審査請求人の意見とする旨の記載があるが、当然のことながら、審査請求人がすでに反論書を提出している以上、審査請求書だけではなく、反論書についても、審査請求人の意見とすべきである。

b 意見について

審査請求書及び反論書記載の理由を援用する。

(イ) 諮問第1130号に係る意見書

a 本案審議前に

上記（ア）aに同じ

b 意見について

上記（ア）bに同じ

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、以下のとおりである。

(1) 諮問第1129号に係る理由説明書

請求人による開示請求の内容は、別表1のとおりである。

本件開示請求に対し、実施機関では「26病サ事第244号『弁護士費用の支出について』」を特定し、一部開示とした。

なお、請求人は、審査請求書において「処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定し」とあるが、本件では実施機関に存在する該当公文書全てを一部開示しており、本件処分は適法（正当）である。

非開示部分については、個人の情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、偽造等により犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、それぞれ条例7条2号、3号、4号に該当し非開示とした。

なお、請求人は、「原告の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める」とし、非開示部分は条例9条に該当するとある。条例9条は、公益上特に必要があると認めるときに、開示請求者に対し当該公文書を開示することができるものであるが、本件については公にすることで保護される利益が非開示情報の規定により保護される利益よりも優越すると認められる情報ではないため、これに該当しない。

(2) 諮問第1130号に係る理由説明書

請求人による開示請求の内容は、別表1のとおりである。

本件開示請求に対し、実施機関では、「26病経職第2013号『訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）に対する着手金の支出について』」外3件を特定し、一部開示とした。

なお、請求人は審査請求書において「処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定

し」とあるが、本件では実施機関に存在する該当公文書全てを一部開示しており、本件処分は適法（正当）である。

非開示部分については、個人の情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、偽造等により犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る情報であって当該争訟の結論が第三者への情報非開示を条件としたものであり、公にすることにより都の争訟に係る事務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、それぞれ条例7条2号、3号、4号、6号に該当し非開示とした。

なお、請求人は「原告の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める」とし、非開示部分は条例9条に該当するとある。条例9条は、公益上特に必要があると認めるときに、開示請求者に対し当該公文書を開示することができるものであるが、本件については公にすることで保護される利益が非開示情報の規定により保護される利益よりも優越すると認められる情報ではないため、これに該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月25日	諮問（諮問第1129号及び第1130号）
令和 元年11月20日	実施機関から理由説明書收受（諮問第1130号）
令和 元年11月21日	実施機関から理由説明書收受（諮問第1129号）
令和 元年11月22日	新規概要説明（第204回第二部会）
令和 元年12月 2日	審査請求人から意見書收受（諮問第1129号及び第1130号）

令和 元年 12月23日	審議（第205回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第206回第二部会）
令和 2年 2月21日	審議（第207回第二部会）
令和 2年 7月17日	審議（第208回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1129及び第1130号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示部分について

本件審査請求に係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求であり、実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる文書を対象公文書として特定し（以下、諮問第1129号に係る文書を「本件対象公文書1」、諮問第1130号に係る文書を、それぞれ「本件対象公文書2、3、4及び5」という。）、同表に掲げる本件非開示情報1から7までについて、本件対象公文書1についてはそれぞれ条例7条2号、3号及び4号に該当することを理由として、また、本件対象公文書2から5までについてはそれぞれ条例7条2号、3号、4号及び6号に該当することを理由として、一部開示とする決定を行った（以下併せて「本件一部開示決定」という。）。

都が訴訟当事者となる訴訟に関する事務は、原則として、総務局総務部法務課が所管しているところであるが、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に進めるため特に必要があると認めるものについては、当該事件に関する事務を所管する部署において、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、これに対し着手金及び謝金の支出を行っている。

本件対象公文書 1 から 5 は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金及び謝金の支出を執行するために実施機関が作成したものであり、いずれも起案用紙、支払決定票、支払伝票及び請求書から構成されている。

ウ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、本件一部開示決定処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る文書を特定した上で、原告の氏名を除いて本件対象公文書の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件審査請求に係る対象公文書の特定の妥当性、並びに、本件審査請求の対象となっていない原告の氏名を除き、上記イで示した当該非開示部分の非開示情報該当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例 7 条 2 号本文は、「個人に関する情報（第 8 号及び第 9 号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例 7 条 3 号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると

認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、実施機関における事務事業に関する訴訟について、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に行うために特に必要があると認め、当該訴訟事件の処理を実施機関から医療訴訟に精通する弁護士に依頼し、その承諾を得て、着手金及び謝金を支払っており、弁護士に依頼した事案は本件対象公文書に係るものが全てであるとのことである。

審査会においてこれら対象公文書を見分したところ、選任を受けた訴訟代理人から提出された請求書、着手金及び謝金の支出に係る起案文書、支払金額、支出先、支出科目及び支払方法について、当該対象公文書の開示された部分をもって確認できることから、本件開示請求に対し、本件対象公文書1から5までを対象公文書として特定したことは、妥当であると認められる。

カ 本件非開示情報の非開示情報該当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1を審査会が見分したところ、いずれも事案名として特定の個人名が記載されており、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2を審査会が見分したところ、当該事案に係る判決が確定した年月日が記載されていることが確認できる。当該部分を公にすることとなると、病院名が開示されていることから、当該事案に係る関係者を識別することが可能となるなど、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3を審査会が見分したところ、当該事案に係る成功報酬額を算定する際の参考とするため、特定の当事者に係る事案名、種別、請求額及び和解金額が記載されたものであり、その内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4を審査会が見分したところ、事案に係る訴訟事件の事件番号が記載されていることが確認できる。

裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件に係属する裁判所名が判明している場合、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、

その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。

そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができ（民事訴訟法（平成8年法律第109号）91条1項）、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、特定の個人を識別することができることとなる。したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書及び反論書において、訴訟記録は裁判所において何人も閲覧することができる旨主張するが、同法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であり、当該事件の事件番号が不明の場合、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について同法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということはない。

以上により、本件非開示情報4は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことから、非開示が妥当である。

（オ）本件非開示情報5について

本件非開示情報5を審査会が見分したところ、振込先として金融機関名、支店名、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人が記載されていることが確認できる。当該非開示部分は、着手金等の支出の対象となった支払先弁護士が使用する金融機関の口座に関する情報で、当該事業者に係る内部管理情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

本件非開示情報6を審査会が見分したところ、支払先弁護士印影が記載されており、その内容から、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報7について

本件非開示情報7を見分したところ、事案の当事者、事案の内容、対応経過などの顛末が記載されていることが確認できる。本件事案の内容及び対応終了までの経緯等を踏まえるならば、特定の当事者との争訟に関する情報を公にすることとなる、将来の争訟への対応方法が制約されるなど、実施機関における争訟に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には相当の合理性があると言える。

したがって、本件非開示情報7は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟（個人情報開示請求に係る訴訟も含む）、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。

別表2 本件対象公文書、非開示とした部分及びその理由

本件対象公文書1（諮問第1129号）		
26病サ事第244号「弁護士費用の支出について」		
起案用紙		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
判決確定日	<本件非開示情報2>	条例7条2号該当
参考事案の事案名、種別、請求額及び和解金額	<本件非開示情報3>	条例7条2号該当
振込先	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
支払決定票及び支払伝票		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
請求書		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
振込先	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
印影	<本件非開示情報6>	条例7条4号該当
本件対象公文書2（諮問第1130号）		
26病経職第2013号「訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）に対する着手金の支出について」		
請求書		
事件番号	<本件非開示情報4>	条例7条2号該当
振込先	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
印影	<本件非開示情報6>	条例7条4号該当
本件対象公文書3（諮問第1130号）		

27病経職第3033号「訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）に対する謝金の支出について」		
起案用紙		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
事件番号	<本件非開示情報4>	条例7条2号該当
支払決定票及び支払伝票		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
請求書		
事件番号	<本件非開示情報4>	条例7条2号該当
振込先	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
印影	<本件非開示情報6>	条例7条4号該当
本件対象公文書4（諮問第1130号）		
29病経職第466号「弁護士費用の支出について」		
起案用紙		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
振込先	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
請求書		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
振込先	<本件非開示情報5>	条例7条3号該当
印影	<本件非開示情報6>	条例7条4号該当
本件対象公文書5（諮問第1130号）		
29病経職第1338号「弁護士費用の支出について」		
起案用紙		
事案名	<本件非開示情報1>	条例7条2号該当
「1 支出金額」のうち「ア 事案の経過」 のうちの非開示部分 <本件非開示情報7>		条例7条6号該当
「1 支出金額」のうち「ウ 額について」 のうちの非開示部分		条例7条6号該当

		<本件非開示情報 7 >	
		「5 その他」のうちの非開示部分 <本件非開示情報 7 >	条例 7 条 6 号該当
	振込先	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
	請求書		
	事案名	<本件非開示情報 1 >	条例 7 条 2 号該当
	振込先	<本件非開示情報 5 >	条例 7 条 3 号該当
	印影	<本件非開示情報 6 >	条例 7 条 4 号該当